

信州の安心なお店認証制度 認証基準 (チェックシート)

記入例

- ・対策の具体的な内容を記載してください。
- ・他にも自発的に工夫している取組があれば、合わせて記載してください。

実施日:
 施設名:
 確認者:

一部実施 ×:未実施 □:適用外

項目	内容	チェック	具体的な取組
対人距離	1 施設内では最低1mの来客者間の対人距離を確保するか、アクリル板で仕切るよう努めている。	チェック欄は、現地確認で巡回員が使用しますので、記載不要です。	遊技機を一台おきにする、台間ボードを活用するなどのほか、注意書きを掲示してお客様が密集しないようにしている。
	2 来店者数が多い際には、間隔を空けた整列を促す、必要に応じて入場制限を行うなど、可能な限りにおいて利用客の整理を行うよう努めている。		受付の順番待ちの位置を床にマーキングして、間隔をあけてもらうようにしている。
	3 施設内で対面機会のあるフロント等では、アクリル板や透明ビニールカーテン等により仕切るようにする。		フロントにはアクリル板を設置している。
	4 アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置した場合には、定期的な消毒を行う。		アクリル板は2時間に1回消毒している。
手指消毒	5 施設の入口や施設内に消毒用アルコールを設置する。		施設入口に2本とトイレ内に1本、消毒用アルコールを設置。
	6 従業員への手指消毒を徹底するとともに、利用者へのこまめな手指消毒や石鹸と流水による手洗いの呼びかけを実施する。※来店時に消毒を励行している。		従業員は出勤時やトイレ後、清掃後などに手指消毒を徹底するよう指導。お客様へは入場時の手指消毒を声掛け。
マスク	7 従業員は常時マスクを着用するよう徹底する。		従業員は原則常時マスク着用の義務付け指導。
	8 マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスガード、ゴーグル等を着用する。		接客時や使用済みタオル等を取り扱う際に、必要に応じて手袋、フェイスガードを使用している。
	9 利用者へマスクの着用を働きかけるとともに、会話する際にはマスク着用の呼びかけを実施する。		お客様へは常時マスク着用をお願いを掲示し、受付カウンターでも着用を声掛けしている。
施設換気	10 扉や窓の開閉による定期的(1時間に2回以上)な換気を実施する。定期的に風除室等を開放するなど、換気回数を増やす。		定期的に風除室等を開放するなど、室内換気の徹底を行う。換気の頻度、方法などのルールについて従業員間で共有、徹底がなされている。
施設内感染対策	11 フロントやドアノブ、椅子の背もたれ、タッチパネルなど、施設内で他人と共用し接触する部分が多い箇所の定期的な消毒を行う。		ドアノブ、椅子などの共用部分は1時間に1回消毒するほか、待合スペースの雑誌は撤去している。
	12 共通のタオルの利用を禁止し、ペーパータオル等の感染リスクの低い代用可能な備品の積極的な利用に努める。		トイレにペーパータオルを設置している。
	13 店内BGMを必要最小限にし、大声での会話の必要のない環境を保持する。		店内BGMの音量を下げ、マスク着用時でも通常の会話が十分に可能な環境にしている。

項目	内容	チェック	具体的な取組
個別事項	14 店内に飲食スペースがある場合には、利用者に対して手指のアルコール消毒の徹底を行うほか、テーブル等の不特定多数が触れやすいものについて定期的な消毒を実施する。また、対人距離を1m以上確保するよう努めるとともに、利用可能人数の制限や対面会話の自粛等について、注意	チェック欄は、現地確認で巡回員が使用しますので、記載不要です。	店内に飲食スペースがある場合には、感染対策に必要とされている定期的な消毒や対人距離の確保に努めている。
	15 カウンター前に端玉景品が陳列されている場合には、陳列を変更し、遊技客が景品に手を触れないように工夫する。		不特定多数の者が触れる可能性のある陳列棚について、接触機会減となるような取組みが講じられている。
その他	16 業務開始前に検温や体調確認を行う。そのうえで発熱等の症状が確認された場合には、従業員の出勤を停止させる。		出勤時に検温し、タイムカードに体温を記入。37.5度以上の熱がある場合は休むこととしている。
	17 開店の際の入場者には、原則として、入口で入場者への体調確認を行い、必要と認めた場合には検温を行う。		入場時に発熱がある等の場合には入場しないよう、声掛けや資料掲示を行う。その上で、必要があると判断する場合には検温を行うなどの措置を講ずる。
	18 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)のポスター等を店頭掲示し、遊技客へインストールを推奨する。		万一の感染発生時に備え、来店客にCOCoAのインストール及び利用を啓発するための情報発信(資料掲示等)を行う。
	19 自社が属する業種別のガイドラインに定められている対策について確認を行い、その内容を遵守している。		パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドラインを遵守している。
	20 県から配布する「お客様と共につくる“信州の安心なお店”当店の取り組み」を店頭の目立つ場所に掲示し、その内容を遵守する。		巡回時に巡回員がお渡しますので、記載不要です。

(備考、その他特記事項(チェックシートの項目以外で感染症対策として講じられているものがありましたら記載してください。)